

規制対象事項チェックリスト

110 不整地運搬車

1. 不整地運搬車を使用して作業を行う場合作業の安全を図るため、事前に運行経路や作業方法等について検討し、作業計画を定め、その計画により作業している。
2. 不整地運搬車を使用して作業を行う場合作業の安全を図るため、事前に運行経路や作業方法等について検討し、作業計画を定め、その計画により作業している。また、作業するときは、作業指揮者を指名し、その者に作業計画に基づき作業の指揮をさせている（単独で作業する場合を除く）。
3. 最高速度が毎時 10 キロメートルを超える作業においては、作業場の地形、地盤の状態等に応じ、適正な制限速度を設けている。
4. 運行中構内通路端の側溝に車輪を落とすことのないよう運行経路において、[1]必要な幅員を保持する、[2]地盤の不同沈下を防止すること、[3]路肩の崩壊を防止し、また必要な場合ガードレールの設置等の措置を講じている。
5. 路肩、傾斜地等で使用する作業においては、誘導者を配置して作業を行っている。
6. 運転中の不整地運搬車またはその荷に接触することにより職員に危険が生じるおそれのある箇所には、職員を立ち入らせていない（誘導者を配置している場合を除く）。
7. 誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせている。
8. 荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載している。
9. 運転者が運転位置を離れるときは、運転者は、荷役装置を構造上降下させることができる最低の位置に置いている。
10. 運転者が運転位置を離れるときは、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためブレーキを確実にかけている。
11. 前照灯、尾燈を備えたものを使用している。
12. 最大荷重その他の能力を超えて使用していない。
13. 最大積載量が 5 トン以上の不整地運搬車に荷を積む作業または最大積載量が 5 トン以上の不整地運搬車から荷を降ろす作業を行うときは、墜落による危険を防止するため、その作業に従事する職員が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けている。
14. 不適格な繊維ロープを使用していない。
15. 1 つの荷で、その重量が 100 キログラム以上のものを不整地運搬車に積む作業または不整地運搬車から卸す作業を行うときは、作業指揮者を定め所定の事項を行わせている。

16. 中抜きをしていない。
17. 保護帽を着用している。
18. 定期自主検査の結果を記録し保存している。
19. 作業開始前点検を実施している。
20. 自主検査・点検において、異常を認めたときは、直ちに補修等の措置を行っている。
ている。